

東京家政学院大学における研究活動の不正行為への対応に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、東京家政学院大学（以下「本学」という。）における研究活動において「東京家政学院大学教員の倫理規範（平成19年7月30日制定）」に定める事項の遵守を促し、不正行為に対する措置等について定め、不正行為を防止することを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において「不正行為」とは、論文作成及び結果報告におけるデータ、情報及び調査結果等の次に掲げる行為をいう。ただし、故意でない誤りは不正行為から除外される。

(1) 捏造 データ、研究結果等を偽造すること、又はこれら偽造したものを記録し、報告、論文等に利用すること。

(2) 改ざん 研究資料・機器・過程を変更する操作を行うこと、又は変更・変造したデータ・結果等を用いて研究の報告、論文等を作成・発表すること。

(3) 盗用 他の研究者のアイデア、研究過程、研究結果、論文又は用語を、当該研究者の了解若しくは適切な表示なく流用すること。

2 研究の実施、研究費の使用等における違反行為への対応は、別に定めのあるもののほか、この規程の定めるところによる。

(不正行為に関する申立て)

第3条 本学の学長、教職員（大学の業務を行う者であって教職員以外の者を含む。）及び学生等（以下「職員等」という。）は、本学における不正行為を発見したとき又は不正行為があると思料するときは、申立書（様式1）により学長に申立てを行うことができる。

2 匿名による申立てがあった場合は、前項に準じて取り扱うものとする。

3 報道機関及び学会等により不正行為の疑いが指摘された場合は、前項に準じて取り扱うものとする。

(申立ての受付窓口等)

第4条 前条の申立ての受付窓口は、大学事務局総務グループに置く。

2 受付窓口受付管理者を置き、大学事務局総務グループ課長をもって当てる。

3 受付管理者は、申立書を受け付けた場合速やかに学長に報告する。

4 学長は、前項の申立書を受け付けた場合、予備の調査により、その内容を確認の上、受理又は不受理を決定し、当該申立てをした者（以下「申立者」という。）にその結果を通知する。

5 学長は、前項の規定により申立ての受理を決定したときは、関係する職員等に対し、それらが保有する資料の保全を命ずることができる。

(調査委員会の設置等)

第5条 学長は、前条第4項の規定による申立書の受理を決定したときは、調査委員会を設置する。

2 調査委員会は、申立内容について不正行為があったかどうかの調査を行い、不正行為があったと認定したときは、当該不正行為にかかわる者の特定、当該不正行為の範囲の把握等を行う。

3 調査委員会は、当該学部長、当該学科長、事務局長及び当該学科から選出された教授1名で構成する。

4 委員に、専門的知識を有する学外者を含めることとする。

5 調査委員会の委員長は、当該学部長をもって当てる。

6 委員長は、調査委員会を招集する。

7 調査委員会の事務は、委員長の指名した委員が行う。

(調査の通知等)

第6条 学長は、調査委員会を設置したとき、申立者及び被申立者（以下「申立者等」という。）に対し、調査の開始並びに調査委員会の構成について通知し、調査への協力を求める。

- 2 申立者等は、前項の規定により通知を受けた調査委員会の構成員について不服があるときは、前項の通知を受けた日から7日を経過する日までに異議申立書（様式2）を学長に提出することができる。
- 3 学長は、前項の規定による異議申立書を受理したときは、内容を審査し、妥当であると判断したときは、当該申立てに係る構成員を交代することができる。

(調査)

第7条 委員長は、前条第2項に規定する期間が経過したときは、直ちに調査委員会を招集し、調査を開始しなければならない。

- 2 調査は、第4条第5項の規定により保全された資料若しくは自ら収集した資料を精査し、又は職員等からの事情聴取により行う。
- 3 調査委員会は、申立者等に書面又は口頭による弁明の機会を与えなければならない。
- 4 調査委員会は、速やかに調査を行い、調査を開始した日から原則として150日を経過する日までに調査を終了し、その結果を書面により申立者等に開示するものとする。
- 5 申立者等は、前項の規定により開示された調査の結果に不服があるときは、その調査結果が開示された日から10日を経過する日までに不服申立書（様式3）を委員長に提出することができる。
- 6 調査委員会は、調査を開始した日から原則として160日を経過する日までに本調査の概要、不正行為の有無についての認定根拠等を記載した調査結果報告書を作成し、学長に提出しなければならない。この場合において、前項の規定により申立者等から不服の申立てがあったときは、その不服申立書を併せて提出するものとする。

(措置)

第8条 学長は、本調査を行うことを決定した後、調査委員会の調査結果報告を受けるまでの期間、申立てされた研究に係る研究費の支出を、一時停止する措置を講ずるものとする。

- 2 学長は、前条第6項の規定による報告に基づき、不正行為があったと認めるときは、その調査の概要を教授会及び関係機関に公表し、当該不正行為に係る研究成果物等の修正勧告等の適切な措置を講ずるものとする。
- 3 学長は、すでに使用した研究費については、その全部又は一部を返還させることができる。
- 4 当該不正行為に関わる者の懲戒処分について、教育職員にあっては教授会の議を経て学校法人東京家政学院就業規則（以下「就業規則」という。）により理事会に諮り、これを行う。
その他の職員等の処分は就業規則により理事会に諮り、これを行う。
- 5 学長は、前条第6項の規定による報告に基づき、不正行為があったと認められなかったときは、その旨を本調査に関係した全ての者に通知するとともに、研究費支出停止の措置を解除し、必要に応じて被申立者の不利益の発生防止のための措置を講ずる。
- 6 悪意により虚偽の申立てを行った者の処分については、教授会の議を経て就業規則により理事会に諮り、これを行う。

(本学以外の者への協力依頼)

第9条 次の各号に掲げる者は、それぞれ当該各号に掲げる事項について本学以外の者に依頼することができる。

- (1) 学長 第4条第5項の規定による資料の保全

(2) 委員長 第7条第2項の規定による事情聴取

2 学長及び委員長は、前項の規定に基づく依頼と併せて第11条、第12条及び第14条に規定する事項について、本学以外の者に協力を要請するものとする。

(他の研究機関との連絡協議)

第10条 職員等が本学以外の研究機関で行った研究に係る申立てがあった場合は、研究が行われた研究機関との連絡協議のうえ本学が合同で事案の調査を行う。

(申立者及び調査協力者の保護)

第11条 不正行為に関する申立者及び調査協力者に対しては、申立て及び情報提供を理由とする不利益を受けることのないよう十分な配慮を行う。

(被申立者に不利益をもたらす行為の禁止)

第12条 職員等は、学長が第8条第1項から第3項の規定に基づき講ずる措置を除き、被申立者に不利益をもたらす行為をしてはならない。

(協力義務)

第13条 職員等は、予備の調査及び調査委員会の調査等に協力しなければならない。

(秘密保持義務)

第14条 職員等は、不正行為の調査等に関して知ることのできた秘密を他に漏らしてはならない。

(事務)

第15条 研究活動の不正行為の対応に関する事務は、事務局において処理する。

(雑則)

第16条 この規程の定めるもののほか、研究活動の不正行為に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成19年7月30日から施行する。

附 則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年3月11日から施行する。